

第3章 津市のごみ処理のあり方

現在の津市のごみ処理は、第2章第2節の図2-2-1で示したとおり、焼却、埋立、資源化により行っており、これまで、ごみの排出→収集→運搬→処分のごみ処理の流れの中で、市町村合併後も特に大きな支障もなく、比較的スムーズに適正かつ安定的なごみ処理を行ってきている。

また、現行のごみ処理施設には、新炉の建設、既設炉の改修、ダイオキシン類対策など、多額の設備投資をしてきたこともあり、これらごみ処理施設の中・長期的な運用を見込んでいるところである。

このことから、今後も現行のごみ処理体系を継続しながら、適正かつ安定的なごみ処理を行っていくこととするが、将来的には、ごみ処理施設の老朽化や社会情勢の変化等に伴い、より安全で安心な、効率的かつ合理的な施設整備や処理方法、例えば、施設の統廃合、リサイクル施設の更新や溶融処理等の最新技術の導入など、新たなごみ処理体系の構築を検討していく必要がある。

従って、ここでは、現行のごみ処理体系の構築を継続する中で、ごみ処理における役割分担やごみ処理施設のあり方、さらには、白銀環境清掃センターに代わる新最終処分場の整備のあり方などについて検討するものとする。

第1節 ごみ処理における役割

ごみを適正に処理するためには、排出する側である市民や事業者の分別の徹底やごみの排出ルールの遵守など、市民、事業者の理解と協力が不可欠である。一方、処理する側である行政は、分別ごみごとの収集運搬体制の充実や、処理施設における搬入ごみの選別の徹底、施設の適正な維持管理など、ごみ処理施設の適正かつ安定的な運転管理が求められている。

このように、ごみ処理は、市民、事業者と行政の役割分担のもと、それぞれの責任において行われるものであるとともに、市民、事業者と行政の共同作業ということで、ごみの減量化・資源化及び施設整備に取り組むことが重要である。

また、事業者にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により、その事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理することが求められており、このことを事業者は十分認識した上で、ごみの減量化・資源化に取り組まなければならない。

第2節 産業廃棄物の処理について

白銀環境清掃センターは、開設当時の社会的な要請により、一般廃棄物と質・形状がほとんど変わらない同等の品目に限定して産業廃棄物を受け入れ、処理を行ってきている。

しかし、現状では一般廃棄物量を上回る産業廃棄物が搬入されており、施設に大きな負担をかけている。

こうした施設への負担を軽減するため、産業廃棄物の受け入れを行わないなど必要な方策を講じ埋立量を最小にする必要がある。

産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により、事業者には「排出者責任」、「拡大生産者責任」の義務が課せられており、この点の周知を図る。

表 3-2-1 排出事業者の処理責任

概 要	<p>○事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処分の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に事業者を措置命令の対象とする。</p> <p>○依然として不法投棄案件が多発する中、その支障の除去等が最終的に都道府県の負担により行われている事態がみられるが、これを放置しておくことは排出事業者責任の形骸化にもつながることから、措置命令を積極的に活用すべきである。</p> <p>○産業廃棄物処理業の許可とは、許可申請者が一定の要件に合致すれば、都道府県知事は許可を付与しなければならないこととされている。したがって、産業廃棄物処理業の許可制度は、実際に許可を受けた者が適正に処理を行うことまで保証するものではなく、許可業者に対する処理委託が排出事業者の責任を免ずるものではない。</p>
-----	---

出典：廃棄物・リサイクルビジネスガイド

表 3-2-2 拡大生産者責任

概 要	<p>生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱したもので、循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。</p> <p>循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取りリサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。容器包装リサイクル法（1995）、家電リサイクル法（1998）、自動車リサイクル法（2002）、資源有効利用促進法（1991）などに定められる事業者の製品の引き取りとリサイクル義務の規定は、代表的な事例である。</p>
-----	---

出典：EIC ネット環境用語集より引用

第3節 中間処理施設の整備について

3-1 焼却施設

焼却施設は、昭和54年に西部クリーンセンターが、平成9年に河芸美化センターが、平成11年にクリーンセンターおおたかが整備され、効率的な処理を行っている。

今後も経費削減、環境負荷の低減等を目指して、さらに効率的かつ合理的に処理できるように検討していく。また、これまで埋め立てている破砕処理やリサイクルプラザからのいわゆるリサイクル残渣物については、「埋立量を出来る限り少なくする」という目標を目指すため、その処理についても検討していく。

3-2 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、昭和48年から破砕処理施設が、平成11年に木くず破砕施設が整備され、稼動している。

破砕処理施設は、家電製品等の金属ごみの破砕・選別〔3種選別（鉄・アルミ・その他埋立ごみ）〕機能を備えている。ソファ、ベットなどの大型ごみ（粗大ごみ）の処理は、埋立地内で重機類によって分解して処理している。

粗大ごみ処理施設は、最終処分場との併設が望ましいことから原則として、この処理システムの検討を行う。

3-3 リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、平成13年度にびんとペットボトルの選別を行うびん・ペットボトル処理施設と、平成16年度にその他プラスチック製容器包装の選別を行うプラスチック処理施設が整備されている。

リサイクルプラザについても、破砕処理施設と同様に、最終処分場との併設が望ましいことから、圧縮減容による運搬効率の向上を図るための施設の整備などについて検討していく。

3-4 その他

新最終処分場については、現行のごみ処理体系を継続する中で整備するものとし、その内、中間処理の一つの方法である焼却処理は、既存の焼却施設を活用していくこととしている。

この焼却施設は、中間処理施設の代表的な処理施設であり、全国的にも自治体で採用する事例が多く、排ガス処理やダイオキシン類対策など技術的に優れた点が多い。

しかし、近年においては焼却処理に代わる技術として、サーマルリサイクルと併せ、ごみを再利用が可能なスラグ化する熔融処理が注目を浴びてきている。

本市においても将来的には、新たなごみ処理体系の構築を検討する上で、中間処理の一つの選択肢として熔融処理も考慮していく必要がある。

第4節 新最終処分場の整備

新最終処分場施設の整備方針は、次のとおりとする。

- 新最終処分場整備では、産業廃棄物は受け入れない方向で検討する。
- 搬入物の精選などを行い、最終処分量のさらなる削減に努めるものとする。
- 白銀環境清掃センターには、金属ごみの破碎・選別施設、木くずの破碎施設、びん・ペットボトル及びプラスチックの資源化のためリサイクルプラザが整備されている。新最終処分場についてもこれらの施設の併設が望ましい。
- 新最終処分場の整備は、「エコ最終処分場」を目指すものであり、循環型社会形成に寄与する最終処分場とする。

エコ最終処分場とは
<p>計画から跡地利用までの各段階で、周辺環境（環境負荷、景観など）が損なわれることがないように、地域の自然、歴史及び文化などに十分配慮した地球及び地球環境にやさしい循環型社会に適応できる最終処分場である。</p>
エコ最終処分場の定義
<p>(1) 周辺地域の環境保全に配慮した最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の環境保全に配慮した最終処分場 ② 周辺環境へのリスクの少ない最終処分場 <p>(2) 地球の環境保全に配慮した最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化に配慮した最終処分場 ② 自然エネルギーを有効利用している最終処分場 ③ 省エネルギー技術を利用している最終処分場 <p>(3) 事業の推進・管理において積極的にリサイクルを推進している最終処分場</p> <p>(4) 周辺環境との調和に配慮した最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 周辺住民に配慮した最終処分場 ② 自然、歴史及び文化などの地域固有の資源を生かした最終処分場 ③ 周辺住民の生活の安定などに配慮した最終処分場 ④ 周辺地域との調和に配慮した跡地利用が可能となる最終処分場 <p>(5) 廃棄物の質を適正に制御し、循環型社会に適用できる最終処分場</p> <p>(6) 健全な運営と評価が行われる最終処分場</p>

出典：廃棄物最終処分場の新技術ハンドブック

第5節 最終処分場を最小化するための効果あるごみ処理システムの構築

最終処分は、ごみ処理システムの流れの中で、最下流に位置する。そのため、最終処分量を最小化するためには、最終処分場へ搬入直前状態にあるごみを減量化するだけでなく、全体のごみ処理システムの上流側（排出時）から、最終処分量を減らすための方策を構築する必要がある。

全体のごみ処理システムを「排出段階」、「中間処理段階」、「最終処分段階」と区分し、模式的に表すと次のとおりである。

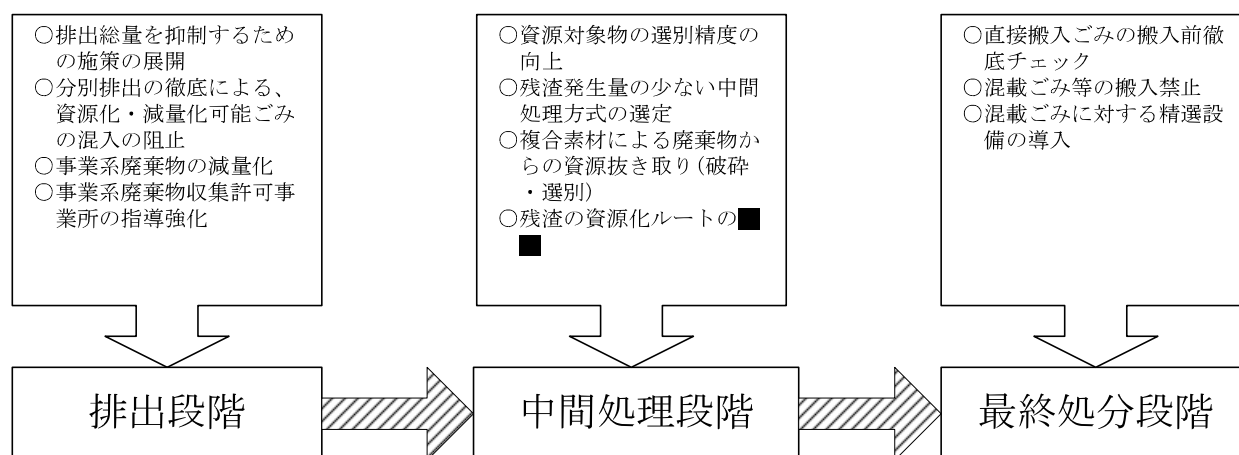


図 3-5-1 最終処分場を最小化するためのごみ処理システム（模式図）